

別紙

鹿・猪等死骸収集業務委託仕様書

業務実施方法は、下記のとおり行うものとし、本仕様書の定めるところによる。

記

1 実施方法	<ul style="list-style-type: none">・市からの収集依頼により収集現場へ行き、動物死骸を回収する。・回収した動物死骸を下記のとおり市が指定する場所へ搬入する。 新宮地域で発生した動物死骸は、にしはりま環境事務組合へ搬入する。 龍野・揖保川・御津地域で発生した動物死骸は、新宮総合支所の保管場所へ袋に入れて搬入する。・動物死骸収集報告書を市へ送付する。
2 業務実施人数	1人以上
3 業務委託期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（年未年始12月31日～1月2日は除く） 月曜日から金曜日は8時30分から17時30分まで、土曜日と日曜日は9時00分から16時00分までとし、祝日については曜日の業務従事時間とする。 時間内に収集を指示したものについては、当日に回収すること。
4 予定数量	140頭程度
5 収集運搬用車両	自己負担
6 収集資材	自己負担（スコップ、死骸を入れる袋、手袋・紐等）
7 業務報告書類	依頼、報告時の様式は以下のとおりとする。 動物死骸収集依頼書（様式1） 動物死骸収集報告書（様式2） ※ 添付書類として現場写真（日付入り）
8 その他	<ul style="list-style-type: none">・収集時間は、市の担当者の指示に従うこと。・前月分の収集報告書を10日までに現場写真とともに提出すること。・市が収集業務を依頼し現場に向かったが、動物死骸を回収できなかった場合は、委託料の1/3を支払うものとする。